

山梨県公報

号外第二十九号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

目 次

教育委員会

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一

山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校等の一部を改正する規則……………一

山梨県立高等学校等及び山梨県高等学校定時課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………四

山梨県立高等学校等の一部を改正する規則……………五

山梨県立宝石美術専門学校管理規則の一部を改正する規則……………五

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………六

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程等の一部を改正する訓令……………六

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令……………七

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………七

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令……………七

山梨県立学校の副校長設置に関する規程の一部を改正する告示……………八

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………八

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………八

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一六

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………二四

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………二五

地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………二五

人事記録に関する規則の一部を改正する規則……………二五

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………二五

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………二六

その他

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………二六

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。
平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十一年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「二の項」を「三の項」に改め、同表二の項中「四の項」を「五の項」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校等の一部を改正する規則

(山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則の一部改正)
第一条 山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立特別支援学校学則

目次中「授業料及び入学審査料」を「授業料、入学科及び入学審査料」に改める。
第一条中「山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校」を「山梨県立特別支援学校」

| | | | | | | | |
|---------------|--------------------------|---------------|-----|----|-----|--|----|
| 同旭分校 | 山梨県韮崎市旭町上条南割三、三一四番地の一三 | 病弱 | 小学部 | | | | 六年 |
| 山梨県立ふじざくら支援学校 | 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地の一 | 知的障害 肢体不自由 | 小学部 | | | | 六年 |
| | | | 中学部 | | | | 三年 |
| | | | 高等部 | 本科 | 普通科 | | 三年 |
| 山梨県立かえで支援学校 | 山梨県甲府市東光寺二丁目二五番一号 | 知的障害 | 小学部 | | | | 六年 |
| | | | 中学部 | | | | 三年 |
| | | | 高等部 | 本科 | 普通科 | | 三年 |

(山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則(昭和四十四年山梨県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

題名中「山梨県立盲学校、ろう学校及び養護学校」を「山梨県立特別支援学校」に改める。

第一条中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

(山梨県心身障害児適正就学推進委員会規則の一部改正)
第三条 山梨県心身障害児適正就学推進委員会規則(昭和四十八年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県障害児適正就学推進委員会規則

第一条中「山梨県心身障害児適正就学推進委員会」を「山梨県障害児適正就学推進委員会」に改める。

第二条中「心身に障害を有する」を「障害のある」に改め、「(以下「心身障害児」といふ)」を削る。

第三条中「心身の障害」を「障害」に、「県立盲学校、ろう学校又は養護学校」を

「県立特別支援学校」に改める。

(山梨県立養護学校通学区域等に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県立養護学校通学区域等に関する規則(平成八年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則

第一条中「山梨県立養護学校(以下「養護学校」といふ)」を「山梨県立特別支援学校(以下「特別支援学校」といふ)」に改める。

第二条中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表甲府養護学校の項の前に次のように加える。

| | |
|----------|------|
| 山梨県立盲学校 | 県下全域 |
| 山梨県立ろう学校 | 県下全域 |

別表山梨県立甲府養護学校の項中「山梨県立甲府養護学校」を「山梨県立甲府支援学校」に改め、同表山梨県立あけぼの養護学校の項中「山梨県立あけぼの養護学校」を「山梨県立あけぼの支援学校」に改め、同表山梨県立わかば養護学校(小学部・中学部)の項中「山梨県立わかば養護学校」を「山梨県立わかば支援学校」に改め、同表山梨県立やまびこ養護学校の項中「山梨県立やまびこ養護学校」を「山梨県立やまびこ支援学校」に改め、同表山梨県立富士見養護学校の項中「山梨県立富士見養護学校」を「山梨県立富士見支援学校」に改め、同表山梨県立かえで養護学校の項中「山梨県立かえで養護学校」を「山梨県立かえで支援学校」に改める。

(山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部改正)

第五条 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校の項、中学校の項及び第三項中「第七十五条に規定する特殊学級」を「第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級」に改める。

第一号様式中「普通学級」を「特別支援学級」に改める。

第二号様式及び第三号様式中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特別学級」を「特別支援学級」に改める。

(山梨県立学校管理規則の一部改正)

第六条 山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第十五条の三第一項中、「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第七条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六条中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(山梨県教育職員免許に関する規則の一部改正)

第八条 山梨県教育職員免許に関する規則(昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の三中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一号様式及び第十一号様式の二中「普通教育」を「特別支援教育」に、「盲学校」を「特別支援学校」に改める。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第九条 山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表特別支援教育部の項中「心身障害児」を「障害児」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

(山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部改正)

第十条 次に掲げる規則の規定中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第三号)第八条第一項第一号及び第二号

二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第二号)第五条第一項第一号及び第二号

三 山梨県立保存民家設置及び管理条例施行規則(昭和六十三年山梨県教育委員会規則第十一号)第三条第一項第一号及び第二号

四 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則(平成元年山梨県教育委員会規則第十五号)第十条第一項第一号及び第二号

五 山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則(平成十年山梨県教育委員会規則第十一号)第三条第一号及び第二号

六 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県教育委員会規則第

四号)第十条第一項第一号及び第二号

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第十一条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「県立盲学校、聾学校及び養護学校(以下「県立特殊教育諸学校」といふ。))及び県立高等学校」を「県立高等学校及び県立特別支援学校(以下「県立高等学校等」といふ。))」に改め、同条第四号中「県立特殊教育諸学校、県立高等学校」を「県立高等学校等」に改め、同条第十一号中「県立特殊教育諸学校及び県立高等学校(以下「県立高等学校等」といふ。))」を「県立高等学校等」に改める。

第十三条第四号中「県立高等学校」を「県立高等学校等」に改め、同条第五号及び第六号中「高等学校等」を「県立高等学校等」に改め、同条第八号及び第九号中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第十号中「特殊学級」を

「特別支援学級」に改め、同条第十一号及び第十二号中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第十四号中「県立特殊教育諸学校入学者選抜」を

「県立特別支援学校入学者選抜」に改め、同条第十五号及び第十六号中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第十七号中「山梨県特殊教育振興審議会」を「山梨県特別支援教育振興審議会」に、「山梨県心身障害児適正就学推進委員会」を「山梨県障害児適正就学推進委員会」に改める。

(山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正)

第十二条 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号及び第十三条の表山梨県特殊教育振興審議会の項中「山梨県特殊教育振興審議会」を「山梨県特別支援教育振興審議会」に改める。

(山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第十三条 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県立高等学校学則及び山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立高等学校学則及び山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「(修得する単位数が十九単位以下のもの及び単位制の課程に限る。)」を削る。

(山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部改正)
第二条 山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則(昭和五十年山梨県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「立 高等学校 科 第 学年(年次)」を「立 高等学校 科 第 年次」及び「第一学年(年次)」を「第一年次」に改める。

第二号様式から第四号様式までの規定、第六号様式及び第七号様式中「学年(年次)」を「年次」に改める。

第八号様式中「立 学 校 定時制 (分校) 学年(年次)」を「立 学 校 定時制 (分校) 年次から」に改める。

第九号様式、第十一号様式、第十四号様式及び第十六号様式から第十八号様式までの規定中「学 校 (年次)」を「年次」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

| | | | | |
|-----------------------|--------------------------|--------------|----------|----------------------|
| 別表中 山梨県立 吉田高等学校 | 山梨県富士吉田市下吉田 二、〇七五番地の二 | 全日制 (単位制) | 本科 三年 | 全日制 本科 三年 夜 |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------|-------------|---|----------------|------------------|
| 間制 普通科 | 普通科、 理数科 | を | 山梨県立 吉田高等学校 | 山梨県 二、〇七五番地の二 |
|-----------|-------------|---|----------------|------------------|

| | | | |
|--------------------|-----|----------|-------------|
| 富士吉田市下吉田 七五番地の二 | 全日制 | 本科 三年 | 普通科、 理数科 |
|--------------------|-----|----------|-------------|

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 山梨県立吉田高等学校の定時制の普通科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県立宝石美術専門学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立宝石美術専門学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立宝石美術専門学校管理規則（昭和五十五年山梨県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に改める。

第五条第二項中「助教」を「准教授」に改め、同条第三項中「助手」を「助教」に、「助教」を「准教授」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 助手は、教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「館長」を「次長、館長」に、「事務長、次長」を「事務長」に改め、同項第三号中「、体育指導監」を削る。

別表第一 県教育委員会事務局事務職員の項中「教育次長」の下に「、次長」を加え、「副所長、次長」を「副所長」に改め、「、体育指導監」を削る。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「理事」の下に「、次長」を加える。

第二十一条第二項中「、体育指導監」を削る。

（山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正）

第三条 山梨県教育委員会事務決裁規則（平成十三年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「埋蔵文化財センターの次長」の下に「のうちあらかじめ所長が指定する次長」を加える。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

県 立 学 校

公 立 小 学 校

公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程等の一部を改正する訓令（非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部改正）

第一条 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程（昭和二十八年山梨県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「盲学校」を「視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

（山梨県立学校処務規程の一部改正）

第二条 山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一 34の項中「県立甲府養護学校」を「県立甲府支援学校」に、「甲養」を「甲支」に改め、同表35の項中「県立あけぼの養護学校」を「県立あけぼの支援学校」に、「あけ養」を「あけ支」に改め、同表36の項中「県立わかば養護学校」を「県立わかば支援学校」に、「わか養」を「わか支」に改め、同表37の項中「県立やまびこ養護学校」を「県立やまびこ支援学校」に、「やま養」を「やま支」に改め、同表38の項中「県立富士見養護学校」を「県立富士見支援学校」に、「富養」を「富支」に

改め、同表39の項中「県立ふじぎくろ養護学校」を「県立ふじぎくろ支援学校」に、「ふじ養」を「ふじ支」に改め、同表40の項中「県立かえで養護学校」を「県立かえで支援学校」に、「かえ養」を「かえ支」に改める。

(山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第三条 山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程(平成四年山梨県教育委員会訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 学 校
公 立 小 学 校
公 立 中 学 校

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤の教育職員の手当支給に関する規程(昭和二十八年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「大学の教授及び助教」を「大学の教授及び准教授」に、「大学の助手」を「大学の助教及び助手」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 函 書 館
県 立 美 術 館

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第二十条第二項中「財務規則」を「山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第一号)」に、「吏員」を「職員」に、「財務規則」を「山梨県財務規則」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁 中 一 般
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令

山梨県埋蔵文化財センター処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2 次長が複数の場合の専決は、あらかじめ所長の指定する次長が行う。

第八条に次の一項を加える。

2 次長が複数の場合は、あらかじめ所長の指定する次長がその事務を代決する。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県立学校の副校長設置に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

委員長 井 上 一 男

山梨県立学校の副校長設置に関する規程の一部を改正する告示

山梨県立学校の副校長設置に関する規程（平成十六年山梨県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | |
|---------------|---|---------------|
| 山梨県立甲府工業高等学校 | を | 山梨県立ひばりが丘高等学校 |
| 山梨県立中央高等学校 | | |
| 山梨県立ひばりが丘高等学校 | | |

に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 廣 瀬 孝 嘉

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令

教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「参事」を「次長、参事」に改める。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 浅 井 和 夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「四（新たに職員となつた者が第二十三条の五第一項に規定する特定職員であるときは、三）」を「別表第八に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数」に改める。

第二十三条の三中「及び第二十三条の六」を削る。

第二十三条の五の見出し中「特定職員の」を削り、同条第二項中「特定職員」を「職員」に、「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「特定職員の」を「職員の」に、同項第一号中「特定職員」を「者に」に、「特定職員（）」を「職員（）」に改め、「前項第五号に」の下に「掲げる職員に」を加え、「特定職員及び」を「職員及び」に、「特定職員を」を「職員を」に改め、同項第二号中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「特定職員」を「職員」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 条例第八条の五第一項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第八に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、同表に定める昇給区分に応じた昇給の号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第二十三条の五第六項中「特定職員又は」を「者又は」に、「特定職員の」を「者の」に、「第一項」を「前項」に、「特定職員にあつては」を「職員にあつては、第一項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「第二項」を「第一項」に、「特定職員」を「職員」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」を「第五項」に、「前項」を「第六項」に、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

第二十三条の六を次のように改める。

第二十三条の六 削除

第二十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならぬ。

第三十三条の見出し中「支給範囲及び支給額」を「支給職及び区分」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 別表第十二に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める区分とする。

第三十三条第三項を削る。
第三十三条の次に次の一条を加える。

(管理職手当の支給額)

第三十三条の二 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員に支給する管理職手当の額は、別表第十二に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第十三の管理職手当額欄に定める額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、別表第十二に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第十四の管理職手当額欄に定める額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数)とする。

第三十六条第二項第三号中「第三十三条第一項の規定による管理職手当支給区分」を「別表第十二に掲げる支給区分」に改める。

別表第二一号の表九級の項を次のように改める。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 九 級 | 1 会計管理者の職務 |
| | 2 本庁の部長の職務 |
| | 3 極めて複雑かつ困難な業務を所掌する出先機関の長の職務で、責 |

任の度が特に高いもの

別表第四短大卒の項第二号3中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校(平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校又は養護学校を含む。以下同じ。)」に改める。

別表第四高校卒の項第一号1中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第二号1中「若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

別表第四中学卒の項1中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第八を次のように改める。

別表第八 昇給号給数表(第十八条、第二十三条の五関係)

| 昇給区分 | A | B | C | D | E |
|--------|-----|---|--|---|---|
| 昇給の号給数 | 8以上 | 6 | 4(行政職給料表の適用を収める職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第二十三条の四号に掲げる職員にあつては、3) | 2 | 0 |
| | 4以上 | 3 | 2 | 1 | 0 |

備考 この表に定める上段の号給数は条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第十中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第十二中「別表第十一 管理職手当支給区分表(第三十三条関係)」を「別表第十二 管理職手当支給区分表(第三十三条、第三十三条の二、第三十六条、第三十七条

「会計管理者

の二関係」に改め、同表知事の事務部局の部本庁の項中「部長」を

「知事補佐官」に、「防災危機管理監」を「防災危機管理監」に、
産業立地室長」

者にあつては一種）を

「企画調整主幹」に、「総括工事検査監」を「総括
債権管理指導監」を「総括
健康監」を「企画調整主幹」に、

「工事施工管理監」を「工事施工管理監」に、「工事検査監」を「工
用地指導監」を「緑化推進監」

「緑化推進監」を「緑化推進監」に、「県有林経営監
林検査監」に、
林検査長補佐」を「緑化推進監」に、
保安林管理監」を
林検査長補佐」を
県有林財産管理監」を

「県有林経営監」に、「職業能力開発監」を「財務審査監」を
立地推進監」に、「職業能力開発監」に、「財務審査監」を
国際観光振興監」を「職業能力開発監」に、
総括課長補佐」を

「財務審査監」に改め、同部中北地域県民センターの項を次のように改める。

| | | |
|----------------|----|-----------------------|
| 中北地域県民 センター | 所長 | 四種（人事委員会が認める者にあつては三種） |
| | 次長 | 六種 |
| 地域防災幹 | | 七種（人事委員会が認める者にあつては六種） |

別表第十二知事の事務部局の部峡東地域県民センターの項中

| | |
|-------|-----|
| 地域防災幹 | 六種 |
| 次長 | 七種（ |

人事委員会が認める者にあつては六種）

を

| | |
|-------|---------------------------|
| 次長 | 七種（人事委員 会が認める者にあつては六種） |
| 地域防災幹 | |

に

改め、同部峡南地域県民センターの項中

| | |
|-------|---------------|
| 地域防災幹 | 六種 |
| 次長 | 七種（人事委員会が認める者 |

にあつては六種）

を

| | |
|-------|---------------------------|
| 次長 | 七種（人事委員 会が認める者にあつては六種） |
| 地域防災幹 | |

地域県民センターの項を次のように改める。

| | | |
|-----------------------|----|-----------------------|
| 富士・東部地 域県民センタ ー | 所長 | 四種（人事委員会が認める者にあつては三種） |
| | 次長 | 七種（人事委員会が認める者にあつては六種） |
| 地域防災幹 | | 七種 |

次長
（富士吉田合同
庁舎に勤務する
者）

別表第十二知事の事務部局の部東京事務所の項中「産業振興幹」を「企画推進幹」に

改め、同部職員研修所の項中

| | |
|----|-----------------------|
| 次長 | 七種（人事委員会が認める者にあつては六種） |
|----|-----------------------|

を

| | |
|----|-----------------------|
| 次長 | 六種（人事委員会が認める者にあつては五種） |
|----|-----------------------|

に改め、同部総合

県税事務所の項中

| | |
|---------|----|
| 次長 | 六種 |
| 課税・管理部長 | 五種 |
| 徴収部長 | |

に改め、同部県

立大学の項中

| | |
|-------|-----------------------|
| 事務局次長 | 六種（人事委員会が認める者にあつては五種） |
|-------|-----------------------|

を

| | |
|--------|-----------------------|
| 事務局長次長 | 六種（人事委員会が認める者にあつては五種） |
| 就職幹 | 七種 |

に改め、同部衛生公

害研究所の項中

| | |
|-------|-----------------------|
| 副 所 長 | 六種（人事委員会が認める者にあつては五種） |
| 特別研究員 | 六種 |

を

副所長 六種（人事委員会が認める者にあつては五種）

に改め、同部中北農務

事務所の項を次のように改める。

| | | |
|---------|---------|-----------------------|
| 中北農務事務所 | 所 長 | 四種（人事委員会が認める者にあつては三種） |
| | 次 長 | 六種（人事委員会が認める者にあつては五種） |
| | 地域農政推進幹 | 六種 |
| | 農村整備振興幹 | 七種 |
| | 工事施工管理幹 | 八種 |

別表第十二知事の事務部局の部峡東農務事務所の項中

| | |
|-----|----|
| 所 長 | 四種 |
| 副所長 | 五種 |

を

所

長 四種

に改め、同部峡南農務事務所の項中

| | |
|---------|----|
| 副 所 長 | 五種 |
| 地域農政推進幹 | 六種 |

を

地域農政推進幹 六種

に改め、同部富士・東部農務事務所の項中

| | |
|--------|--|
| 副 所 | |
| 地域農政推進 | |

長 五種
幹 六種

を

| | |
|---------|----|
| 地域農政推進幹 | 六種 |
|---------|----|

に改め、同部水産技術センターの項中

所長 五種

を

| | |
|-------|----|
| 所 長 | 五種 |
| 特別研究員 | 六種 |

に改め、同部畜産試験場の項中

| | |
|-----|----|
| 副 次 | 研究 |
|-----|----|

場 長 七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

管理幹 八種（人事委員会が認める者にあつては七種）

を

| | |
|-----|-----------------------|
| 次 長 | 七種（人事委員会が認める者にあつては六種） |
| 副場長 | |

委員 七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め、同表議会議務局の部中

| | |
|--------|----|
| 総括課長補佐 | 七種 |
|--------|----|

を

| | |
|-------|--|
| 総括課長補 | |
|-------|--|

佐 七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め、同表教育委員会事務局

の部本庁の項中

| |
|--------------------------|
| 理事 二種（人事委員会が認める者にあつては一種） |
|--------------------------|

を

| |
|-----|
| 次 理 |
|-----|

事 三種（人事委員会が認める者にあつては一種又は二種）

適応指導監

長
三種」に「体育指導監」を

「適応指導監」に、「文化財指導監」を「文化財指導監」に、同部図書館の項中「館
総括課長補佐」に「総括課長補佐」を

長
を「館長」に「副館長」を「副館長」を「副館長」を五種（人事委員会が
事兼副館長」を「館長」に「副館長」を「副館長」を五種（人事委員会が

認める者にあつては四種）に改め、同部美術館の項を次のように改める。

美術館副館長 五種（人事委員会が認める者にあつては四種）

別表第十二教育委員会事務局の部博物館の項を次のように改める。

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 博物館 | 副館長 | 五種（人事委員会が認める者にあつては四種） |
| 学芸幹 | 館長 | 八種（人事委員会が認める者にあつては七種） |

別表第十二教育委員会事務局の部文学館の項を次のように改める。

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 文学館 | 副館長 | 五種（人事委員会が認める者にあつては四種） |
| 館長 | | |

別表第十二人事委員会事務局の部中

総括次長補佐 七種 を 総括次長補佐

七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め、同表監査委員事務局の部

中
総括次長補佐 七種 を 総括次長補佐 七種（人事委員会が認める者にあ

つては六種）に改める。

別表第十二備考を削る。

別表第十二の次に次の二表を加える。

別表第十三 再任用職員以外の職員の管理職手当支給額表（第三十三条の二関係）
一 行政職給料表

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|----------|
| 9 級 | 一 種 | 130,300円 |
| | 一 種 | 117,500円 |
| | 二 種 | 108,100円 |
| 8 級 | 三 種 | 94,000円 |
| | 四 種 | 79,700円 |
| | 五 種 | 70,800円 |
| 7 級 | 五 種 | 66,500円 |
| | 六 種 | 58,200円 |
| | 七 種 | 49,900円 |
| 6 級 | 八 種 | 41,600円 |
| | | |
| | | |

二 医療職給料表（一）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|----------|
| 4 級 | 一 種 | 137,700円 |
| | 二 種 | 110,100円 |
| | 三 種 | 99,100円 |
| 4 級 | 四 種 | 88,100円 |
| | 五 種 | |

| | | |
|----|----|----------|
| | 六種 | 77,100円 |
| 3級 | 三種 | 102,800円 |
| | 四種 | 92,500円 |
| | 五種 | 82,200円 |
| | 六種 | 71,900円 |
| | 七種 | 61,700円 |

三 医療職給料表（二）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 7級 | 六種 | 61,300円 |
| 6級 | 六種 | 58,200円 |
| | 七種 | 49,900円 |
| | 八種 | 41,600円 |

四 医療職給料表（三）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 6級 | 五種 | 69,300円 |
| | 六種 | 60,700円 |
| | 七種 | 52,000円 |
| | 八種 | 43,300円 |

五 研究職給料表

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 5級 | 五種 | 82,800円 |

| | | |
|----|----|---------|
| 4級 | 五種 | 71,700円 |
| | 六種 | 62,700円 |
| | 七種 | 53,700円 |
| | 八種 | 44,800円 |
| 3級 | 七種 | 48,700円 |
| | 八種 | 40,600円 |

備考 別表第十二に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の支給区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段高い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額未満の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段低い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額を超える額
- 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未満の額
- 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

別表第十四 再任用職員の管理職手当支給額表（第三十三条の二関係）

一 行政職給料表

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|----------|
| 9級 | 一種 | 112,900円 |
| 8級 | 一種 | 99,800円 |
| | 二種 | 91,800円 |

| | | |
|-----|-----|---------|
| | 三 種 | 79,800円 |
| 7 級 | 四 種 | 65,600円 |
| | 五 種 | 58,300円 |
| 6 級 | 五 種 | 51,400円 |
| | 六 種 | 45,000円 |
| | 七 種 | 38,500円 |
| | 八 種 | 32,100円 |

二 医療職給料表（一）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|----------|
| 4 級 | 一 種 | 115,900円 |
| | 三 種 | 92,700円 |
| | 四 種 | 83,500円 |
| | 五 種 | 74,200円 |
| | 六 種 | 64,900円 |
| 3 級 | 三 種 | 78,100円 |
| | 四 種 | 70,300円 |
| | 五 種 | 62,500円 |
| | 六 種 | 54,700円 |
| | 七 種 | 46,900円 |

三 医療職給料表（二）

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 7 級 | 六 種 | 52,200円 |
| 6 級 | 六 種 | 46,100円 |
| | 七 種 | 39,500円 |
| | 八 種 | 32,900円 |

四 医療職給料表（三）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 6 級 | 五 種 | 53,200円 |
| | 六 種 | 46,600円 |
| | 七 種 | 39,900円 |
| | 八 種 | 33,300円 |

五 研究職給料表

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 5 級 | 五 種 | 62,900円 |
| 4 級 | 五 種 | 53,300円 |
| | 六 種 | 46,600円 |
| | 七 種 | 39,900円 |
| | 八 種 | 33,300円 |
| 3 級 | 七 種 | 34,700円 |
| | 八 種 | 28,900円 |

備考 別表第十二に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定

める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の支給区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段高い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額未満の額

二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段低い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額を超える額

三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未満の額

四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 山梨県職員給与条例第十一条の二の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則（以下「新規規則」という。）第三十三条の二の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であ

つて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の山梨県職員の給与に関する規則第三十三条に規定する別表第十二管理職手当支給区分表に掲げる職に係る同表の支給区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）又は旧区分より高い区分に相当する新規別表第十二の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

一 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第十二の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第十二の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に属するものうち、旧区分より低い区分に相当する新規別表第十二の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、旧区分より低い区分に相当する新規別表第十二の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に属するものうち、旧区分より低い区分に相当する新規別表第十二の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内その他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものと認められる職員あらかじめ人事委員会と協議を行いその承認を得た額

4 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新規規則第十七条」を「規則第十七条」に、「新規規則第十四条第一項」を「規則第十四条第一項」に、「新規規則第十七条第一項」を「規則第十七条第一項」に

「新規則第二十三条の五第一項に規定する特定職員で」を「特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び規則第二十三条の四各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）で」に、「新規則第二十三条の五第一項に規定する特定職員に」を「特定職員に」に、「新規則第二十三条の二」を「規則第二十三条の二」に改める。

附則第八項の見出し中「特定職員の」を削り、同項中「新規則第二十三条の五第一項」を「規則第二十三条の五第五項」に、「号給数」と、「E」とあるのは「E」条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE」を「号給数（当該号給数が負となるときは、零）」に改める。

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会
委員長 淺井和夫

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の六」を「第二十七条の八」に改める。

第六条中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に、「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第三号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

第十六条第一項中「四（新たに職員となつた者が第二十条の五第一項に規定する特定職員であるときは、三）」を「別表第四に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数」に改める。

第十九条第一号中「助教」を「准教授」に改める。

第二十条の三中「及び第二十条の六」を削る。

第二十条の五の見出し中「特定職員の」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「特定職員」を「職員」に、「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「特定職員の」を「職員の」に、同項第一号中「特定職員に」を「者に」に、「特定職員（）」を「職員（）」に改め、「前項第五号に」の下に「掲げる職員に」を加え、「特定職員及び」を「職員及び」に、「特定職員を」を「職員を」に改め、同項第二号中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第三項とし、同

条第五項中「特定職員」を「職員」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 条例第八条第一項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第四に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、同表に定める昇給区分に応じた昇給の号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第二十条の五第六項中「特定職員又は」を「者又は」に、「特定職員の」を「者の」に、「第一項」を「前項」に、「特定職員にあつては」を「職員にあつては、第一項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「第二項」を「第一項」に、「特定職員」を「職員」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」を「第五項」に、「前項」を「第六項」に、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

第二十条の六を次のように改める。

第二十条の六 削除

第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならぬ。

第二十七条第二項中「は、その額に」の下に「県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は」を加える。

第二十七条の二を次のように改める。

（管理職手当の支給及び区分）

第二十七条の二 条例第十一条の二第一項の規定により管理職手当を支給する職は、別表第七の二に掲げる職とする。

2 別表第七の二に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める区分とする。

第二十七条の六を第二十七条の八とし、第二十七条の五を第二十七条の七とし、第二十七条の四を第二十七条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

（管理職手当の支給方法）

第二十七条の五 管理職手当の支給方法については、給料の支給の例による。

第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(管理職手当の支給額)

第二十七条の三 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)(以下の職員に支給する管理職手当の額は、別表第七の二に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。))に応じ、別表第七の三の管理職手当額欄に定める額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、別表第七の二に掲げる職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第七の四の管理職手当額欄に定める額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第三十六条の二第二項第一号を次のように改める。

二 別表第七の二に掲げる職を占める職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る同表に掲げる支給区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 五種 八千円
- ロ 六種 七千円
- ハ 七種 六千円
- ニ 八種 四千円

別表第一第一号の表中「助手」を「助教又は助手」に、「助教」を「准教授」に改める。

別表第一第三号の表中「又は養護教諭」を「、養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第一第四号の表中「助手」を「助教又は助手」に、「助教」を「准教授」に改める。

別表第二第一号の表中「助教」を「准教授」に改め、講師の部の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|-----|---|---|---|
| 助教 | 大学卒 | ○ | 八 | 八 |
| | | | | |

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| 短大卒 | ○ | 二・五 | 八 |
| | | | |

別表第二第二号の表備考第一項第一号(2)中「盲学校、3つ学校若しくは養護学校」を「特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、3つ学校又は養護学校を含む。)」に改める。

別表第二第三号の表中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第一第四号の表中「助教」を「准教授」に、「助手」を「助教及び助手」に改める。

別表第三第一号の表中「助手」を「助教及び助手」に改める。

別表第三第三号の表中「及び養護教諭」を「、養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第三第四号の表中「助手」を「助教及び助手」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 昇給試験表(第十六条、第二十条の五関係)

| 昇給区分 | A | B | C | D | E |
|--------|-----|---|--------------------------|---|---|
| 昇給の呼称数 | 8以上 | 6 | 4(第二十条の四各号に掲げる職員にあつては、3) | 2 | 0 |
| | 4以上 | 3 | 2 | 1 | 0 |

備考 この表に定める上段の呼称数は条例第八條第三項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の呼称数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第六県立大学の項中「助教」を「准教授」に、「助手」を「助教及び助手」に
盲学校
養護学校

改め、同表3つ学校の項中「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同項を特別支援学校の項とし、同表小学校の項中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「

中学校
特別支援教育」に改める。

別表第七の次に次の三表を加える。

別表第七の二 管理職手当支給区分表（第二十七条の二、第二十七条の三、第三十六条の二関係）

| 組 | 職 | 職 | 支給区分 |
|--------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 知事事務局 | 県立大学 | 学部長 | 六種 |
| | | 研究科長 | 七種 |
| | | 学生部長 | |
| | | 図書館長 センター長 | |
| | 看護大学 短期大学部 | 短期大学部長 | 七種（人事委員会が認める者にあつては六種） |
| | | 学生部長 | 七種 |
| 宝石美術 専門学校 | 教養主幹 | 八種（人事委員会が認める者にあつては七種） | |
| | 学生主幹 | | |
| 教育委員会 | 高等学校 特別支援 学校 | 校長 | 七種（人事委員会が別に定める者にあつては五種又は六種） |
| | | 副校長 | 七種 |
| | 小学校 中学校 | 教頭 | 八種（人事委員会が別に定める者にあつては七種） |
| | | | |

別表第七の三 再任用職員以外の職員の管理職手当支給額表（第二十七条の三関係）

一 教育職給料表（一）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| | 六種 | 74,800円 |

| | | |
|-----|----|---------|
| 5 級 | | |
| | 七種 | 64,100円 |

二 教育職給料表（二）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 4 級 | 五種 | 72,800円 |
| | 六種 | 63,700円 |
| | 七種 | 54,600円 |
| 3 級 | 七種 | 52,900円 |
| | 八種 | 44,100円 |

三 教育職給料表（三）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 4 級 | 五種 | 70,600円 |
| | 六種 | 61,800円 |
| | 七種 | 52,900円 |
| 3 級 | 七種 | 52,500円 |
| | 八種 | 43,700円 |

備考 別表第七の二に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の支給区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段高い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額未満

- の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段低い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額を超える額
 - 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未済の額
 - 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

別表第七の四 再任用職員の管理職手当支給額表 (第二十七条の三関係)

一 教育職給料表 (一)

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 5 級 | 六 種 | 57,300円 |
| | 七 種 | 49,100円 |
| | 七 種 | |

二 教育職給料表 (二)

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| | | |
| 4 級 | 六 種 | 59,500円 |
| | 七 種 | 51,000円 |
| | 七 種 | 40,600円 |
| 3 級 | 七 種 | 40,600円 |
| | 八 種 | 33,800円 |

三 教育職給料表 (三)

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|--------|
| | | |

| | | |
|-----|-----|---------|
| 4 級 | 五 種 | 66,300円 |
| | 六 種 | 58,000円 |
| 3 級 | 七 種 | 49,800円 |
| | 七 種 | 39,800円 |
| | 八 種 | 33,100円 |

備考 別表第七の二に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の支給区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段高い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額未済の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段低い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額を超える額
- 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未済の額
- 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

規 則

(銀行職員)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(保健師)

2 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未済の額

3 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

4 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未済の額

過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
 - 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
 - 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日（以下、「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下、「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十七条の二第一項に規定する職に係る支給割合に対応する次表に掲げる区分（以下、「旧区分」という。）又は旧区分より高い区分に対応する新規別表第七の二の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

| 支給割合 | 区分 |
|-------|----|
| 百分の十六 | 五種 |
| 百分の十四 | 六種 |
| 百分の十二 | 七種 |
| 百分の十 | 八種 |

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第七の二の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第七の二の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第七の二の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなつた職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものと認められる職員 あらかじめ人事委員会と協議を行いその承認を得た額

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

4 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新規別表第十五条」を「規則第十五条」に、「新規別表第十三条第一項」を「規則第十三条第一項」に、「新規別表第二十条の五第一項に規定する特定職員で」を「特定職員（規則第二十条の四各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）で」に、「新規別表第二十条の五第一項に規定する特定職員に」を「特定職員に」に、「新規別表第二十条の二」を「規則第二十条の二」に改める。

附則第六項の見出し中「特定職員の」を削り、同項中「新規別表第二十条の五第一項」を「規則第二十条の五第五項」に、「号給数」と、「E」とあるのは「E（条例第八条第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE）」を「号給数（当該号給数が負となるときは、零）」に改める。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の三」を「第二十五条の四」に改める。

第十七条第一項中「四（新たに職員となつた者が第十九条の四第一項に規定する特定職員であるときは、三）」を「別表第六に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数」に改める。

第十九条の二中「及び第十九条の五」を削る。

第十九条の四の見出し中「特定職員の」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「特定職員」を「職員」に、「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「特定職員の」を「職員の」に、同項第一号中「特定職員に」を「者に」に、「特定職員（」を「職員（」に改め、「前項第五号に」の下に「掲げる職員に」を加え、「特定職員及び」を「職員及び」に、「特定職員を」を「職員を」に改め、同項第二号中「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「特定職員」を「職員」に、「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 条例第八条の四第一項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第六に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、同表に定める昇給区分に応じた昇給の号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第十九条の四第六項中「特定職員又は」を「者又は」に、「特定職員の」を「者の」に、「第一項」を「前項」に、「特定職員にあつては」を「職員にあつては、第一項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「第二項」を「第一項」に、「特定職員」を「職員」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」を「第五項」に、「前項」を「第六項」に、「特定職員」を「職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

第十九条の五を次のように改める。

第十九条の五 削除

第二十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならぬ。

第二十五条の見出し中「支給範囲及び支給額」を「支給職及び区分」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 別表第七に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める区分とする。

第二十五条第三項を削る。

第二十五条の三を第二十五条の四とし、第二十五条の二を第二十五条の三とし、第二十五条の次に次の一条を加える。

（管理職手当の支給額）

第二十五条の二 前条第一項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の額は、別表第七に掲げる職を占める職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第七の二の管理職手当額欄に定める額とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、別表第七に掲げる職を占める職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第七の三の管理職手当額欄に定める額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に県職員勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第二十九条の二第一項第一号中二をホとし、八をニとし、ロをハとし、イを口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 二種 一万千円

別表第六を次のように改める。

別表第六 昇給号給数表（第十七条、第十九条の四関係）

| | | | | | |
|------|-----|---|------------------|---|---|
| 昇給区分 | A | B | C | D | E |
| | 8以上 | 6 | 4（職務の級が8級以上であるも） | 2 | 0 |

| | | | | |
|--------|-----------|---|---|---|
| 昇給の号給数 | のにおつては、3) | | | |
| | 4以上 | 3 | 2 | 1 |

備考 この表に定める上段の号給数は条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第七中「別表第七 管理職手当支給区分表（第二十五条関係）」を「別表第七 管理職手当支給区分表（第二十五条、第二十五条の二、第二十九条の二関係）」に改め

| | | | | | | |
|---------|-------------|--|-------------|--|-------------|--|
| 同表本部の項中 | 部（組）長 三種 | | 部（組）長 二種 | | 部（組）長 三種 | |
| | 首席監察官 | | 首席監察官 | | 首席監察官 | |

「企画室長」「組織犯罪捜査室長」「企画室長」「犯罪情勢分析室長」「組織犯罪捜査室長」を「組織犯罪捜査室長」「企画室長」を「企画室長」「組織犯罪捜査室長」に改め、同表南甲府警署の項を

「公安委員会補佐官」を「公安委員会補佐官 総務調査官」に改め、同表南甲府警署の項を

「南アルプス警署」の項とし、同表南アルプス警署の項を

「日下部警署」の項を削り、同表

「南部警署」の項を南部警署の項とし、同表警署学校の項中

「二種」に改め、同表備考を削り、同表の次に次の二表を加える。

別表第七の二 再任用職員以外の職員の管理職手当支給額表（第二十五条の二関係）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|----------|
| 9 級 | 二種 | 110,100円 |
| | 三種 | 95,700円 |
| 8 級 | 二種 | 90,900円 |
| | 四種 | 81,800円 |
| | 五種 | 72,700円 |
| 7 級 | 五種 | 71,500円 |
| | 六種 | 62,600円 |

備考 別表第七に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の支給区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段高い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当未達の額
 - 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段低い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当を超える額
 - 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未達の額
 - 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額
- 別表第七の三 再任用職員の管理職手当支給額表（第二十五条の二関係）

| 職務の級 | 支給区分 | 管理職手当額 |
|------|------|---------|
| 9 級 | 二 種 | 96,400円 |
| | 三 種 | 83,800円 |
| | 三 種 | 77,300円 |
| 8 級 | 四 種 | 69,500円 |
| | 五 種 | 61,800円 |
| | 五 種 | 56,000円 |
| 7 級 | 六 種 | 49,000円 |

備考 別表第七に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の支給区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段高い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分より一段低い支給区分があるときは、当該支給区分に係る管理職手当額を超える額
- 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額未満の額
- 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の支給区分に係る管理職手当額の区分があるときは、当該管理職手当額を超える額

附則
(施行期日)

- 一 この規則が、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 山梨県警察職員給与条例第十二条の二の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第二十五条の二の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
 - 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
 - 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分等職員（同日において定められたこの規則による改正前の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十五条に規定する別表第七管理職手当支給区分表に掲げる職に係る同表の支給区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。））又は旧区分より高い区分に相当する新規別表第七の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第三号（以下「旧三」という。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額
 - 二 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第七の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第四号において「旧四」という。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第七の支給区分欄に掲げる区分を適用したところの者が受けることとなる管理職手当の額
 - 三 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したところならばその者が受けることとなる管理職手当の額
 - 四 施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第七の支給区分欄に掲げる区分を適用したところならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものと認められる職員あらかじめ人事委員会と協議を行いその承認を得た額

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

4 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新規則第十六条」を「規則第十六条」に、「新規則第十四条第一項」を「規則第十四条第一項」に、「新規則第十九条の四第一項に規定する特定職員」を「特定職員（職務の級が八級以上であるものをいう。以下同じ。）」に、「新規則第十九条の四第一項に規定する特定職員」を「特定職員」に、「新規則第十九条」を「規則第十九条」に改める。

附則第八項の見出し中「特定職員の」を削り、同項中「新規則第十九条の四第一項」を「規則第十九条の四第五項」に、「号給数」と「E」とあるのは「E（条例第八条の四第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE）」を「号給数（当該号給数が負となるときは、零）」に改める。

山梨県人事委員会規則第六号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の三を次のように改める。

第二十五条の三 削除

第二十五条の六を次のように改める。

第二十五条の六 削除

第三十条第一項中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改

め、「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

第三十一条第一項中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（私服作業手当）

第三十二条 私服作業手当は、次に掲げる業務に従事した警察職員に対して支給する。

一 私服員として主として犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕に従事した警察官の業務

二 青少年の補導業務に従事した少年補導職員の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の業務 五百六十円

二 前項第二号の業務 二百二十円

第三十二条の二（見出しを含む。）中「犯罪鑑識手当」を「鑑識作業手当」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 現場の業務 五百六十円

二 内勤の業務 二百八十円

第三十二条の五を次のように改める。

第三十二条の五 削除

第三十二条の七を次のように改める。

第三十二条の七 削除

第三十二条の八第二項第二号を次のように改める。

二 前項第二号の額は、業務一回につき千二百四十円とする。

第三十二条の九第一項第四号中「普通自動車運転免許技能試験」を「大型自動車運転免許技能試験」に改める。

第三十四条第五項を削り、同条第六項中「看守、護送手当、術科指導手当、警ら手当及び交通警察業務手当」を「私服作業手当、鑑識作業手当、看守、護送手当、警ら手当、交通警察業務手当、銃器犯罪捜査従事手当及び身辺警護等作業手当」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十五条第一項中「、消防実技訓練指導手当、温室内作業手当」を削り、「看守、護送手当、術科指導手当」を「私服作業手当、鑑識作業手当、看守、護送手当」に改め、同条第二項中「看守、護送手当、術科指導手当、警ら手当及び交通警察業務手当」を

「私服作業手当、鑑識作業手当、看守、護送手当、警ら手当、交通警察業務手当、銃器犯罪捜査従事手当及び身辺警護等作業手当」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第三条中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第四条第三号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、

同条第六号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十・九五」を「百分の十一・九五」に改める。

附則別表備考以外の部分を次のように改める。

附則別表（附則第二項関係）

| | |
|------|------|
| 支給割合 | 支給地域 |
|------|------|

| | |
|----------|---------------------------|
| 百分の十三・九五 | 東京都特別区 |
| 百分の十一・九五 | 神奈川県横浜市 大阪府大阪市 |
| 百分の七・九五 | 埼玉県さいたま市 |
| 百分の四・九五 | 静岡県静岡市 |
| 百分の三・九五 | 茨城県水戸市 |
| 百分の〇・九五 | 山梨県下全域 長野県長野市及び諏訪市 岐阜県岐阜市 |

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一二の項中「事務吏員、技術吏員、警察官その他の職相互間で職員を異動させる」を「試験区分、試験職種又は選考の対象となる職の区分を異にする職に任命する」に改める。

別表第二二の項中「異動する」を「任命する」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号八中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則
 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十九年三月三十日

山梨県人事委員会委員長 淺井和夫

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和二十七年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
 附則
 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十九年三月三十日

山梨県立宝石美術専門学校管理者
 山梨県商工労働部長 横森良照

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程
 山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「修業年限及び学生定員」を「学生定員、修業年限等」に、
 「第九章 図書室」を「第十章 科目等」に、
 「第十一章 賞罰」を「第二十五条・第二十六条」等

履修生及び公開講座（第二十七条・第二十八条）を「第九章 賞罰（第二十五条・第二十六条）」に改める。
 第一条中「山梨県立宝石美術専門学校の管理運営に関する規則（昭和五十五年教育委員会規則第十号）」を「山梨県立宝石美術専門学校管理規則（昭和五十五年山梨県教育委員会規則第十号）」に改める。

「第二章 課程等の組織、修業年限及び学生定員」を「第二章 課程等の組織、学生定員、修業年限等」に改める。

第二条第一項中「次の課程」を「専門課程」に改め、「専門課程」を削り、同条第二

項中「研究科」を「高度技術専門コース」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項のコースについて必要な事項は、校長が別に定める。

4 校長は、学校に公開講座を設け、開講することができる。

第三条中「次の学科」を「ジュエリー学科」に改め、同条の表を削る。

第四条第一項の表を次のように改める。

| 課 程 | 入 学 定 員 | 総 定 員 |
|------|---------|-------|
| 専門課程 | 五十人 | 百人 |

第四条第二項を削る。

第五条の見出しを「（修業年限等）」に改め、同条中「学校」を「専門課程」に改め、「専門課程及び一般課程にあつては」及び「、研究科にあつては一年」を削り、同条に次の一項を加える。

2 専門課程への在学期間は、四年を超えることができない。ただし、第十七条に規定する休学の期間は、これに算入しない。

第六条第二項を次のように改める。

2 学年は、次の三期に分ける。

一 学期 四月一日から七月三十一日まで

二 学期 八月一日から十一月三十日まで

三 学期 十二月一日から翌年三月三十一日まで

第七条第一項第四号中「九月十日」を「八月三十一日」に改め、同項第五号中「一月七日」を「一月四日」に改め、同項第六号中「四月十日」を「三月三十一日」に改める。
 第八条の見出し中「履修単位数及び授業時数」を「授業時数及び履修単位数」に改め、

同条中「授業科目、履修単位数及び授業時数」を「専門課程の授業科目、授業時数及び履修単位数」に改める。

第九条第一項中「三十週」を「二十六週」に、「終了」を「修了」に改め、同条第二項第一号中「一時間の講義に対し教室外における二時間の準備又は学習を必要とする」とを考慮し、毎週一時間十五週の講義を「十六時間の講義をもって」に改め、同項第二号中「実験、実習及び実技については、実験室、実習室等で行われるものとし、毎週三時間十五週の実験、実習又は実技」を「実習については、三十二時間の実習」に改め、同項第三号を削る。

第十一条を次のように改める。
(卒業の要件)

第十一条 学校を卒業するには、専門課程に二年以上の期間在学し、総授業時数を千七百二十時間以上履修し、単位数を五十五単位以上修得しなければならない。

第十二条の見出し中「授与等」を「授与」に改め、同条第一項中「及び一般課程生」を削り、「し、研究科生には修了証書を授与する」を「するとともに、「専門士(工業専門課程)」の称号を付与する」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「及び一般課程」を削り、同項第六号を次のように改める。
六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第十三条第二項を削る。
第十三条第一項中「三箇月」を「一月」に改め、同条第二項中「専門課程及び一般課程にあつては」及び「、研究科にあつては通算して一年」を削る。

第十九条中「助教、講師」を「准教授、講師、助教」に改める。
第二十条第二項中「助教」を「准教授」に改め、同条第三項中「助手」を「助教」に、「助教」を「准教授」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 助手は、教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。
第二十一条第二項中「教授会」を「職員会議」に、「助教、専任の講師、助手及び」を「准教授、講師及び助教並びに」に改め、「事務局長」の下に「及び課長」を加える。

第九章及び第十章を削る。
第十一章中第二十九条を第二十五条とし、第三十条を第二十六条とする。

別表を次のように改める。

別表(第八条関係)

| 学年 | 科目 | 授業時数 | 単位数 |
|----------------------|--------------|------|-----|
| 第一学年 | マーケティング | 六四 | 二 |
| | デザイン基礎一 | 六四 | 二 |
| | 貴金属加工基礎一 | 六四 | 二 |
| | ワックス加工基礎 | 三三 | 一 |
| | 宝石加工基礎一 | 三三 | 一 |
| | マーケティング二 | 三三 | 一 |
| | デザイン基礎二 | 一六〇 | 五 |
| | 貴金属加工基礎二 | 六四 | 二 |
| | 宝石加工基礎二 | 三三 | 一 |
| | デザインマネジメント一 | 三三 | 一 |
| | プロダクトマネジメント一 | 六四 | 二 |
| | ビジネスマネジメント一 | 三三 | 一 |
| | ジュエリーデザイン一 | 三三 | 一 |
| | ジュエリーマネジメント一 | 一一八 | 四 |
| | デザインマネジメント三 | 三三 | 一 |
| プロダクトマネジメント三 | 三三 | 一 | |
| ビジネスマネジメント三 | 六四 | 二 | |
| ジュエリーデザイン三 | 六四 | 二 | |
| 選択実習(各三二時間の授業時数で一単位) | 六四以上 | 二以上 | |
| 宝石加工 | | | |
| 貴金属加工二 A | | | |
| 貴金属加工二 B | | | |
| ワックス加工二 | | | |
| ジュエリーマネジメント二 | 三〇四 | 一〇 | |
| 第二学年 | デザインマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | プロダクトマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | ビジネスマネジメント二 | 六四 | 二 |
| | ジュエリーデザイン二 | 三三 | 一 |
| | ジュエリーマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | デザインマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | プロダクトマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | ビジネスマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | ジュエリーデザイン二 | 三三 | 一 |
| | ジュエリーマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | デザインマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | プロダクトマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | ビジネスマネジメント二 | 三三 | 一 |
| | ジュエリーデザイン二 | 三三 | 一 |
| | ジュエリーマネジメント二 | 三三 | 一 |
| 第一学年授業時数及び履修単位数計 | 八三一 | 二六 | |

| 授業時数及び履修単位数合計 | 第一学年及び第二学年共通 | | 第一学年 | 第二学年 |
|---------------|---------------------------|----------------------|--|--|
| | 第一学年及び第二学年共通の授業時数及び履修単位数計 | 集中講義(各一六時間の授業時数で一単位) | 集中講義A 集中講義B 集中講義C 集中講義D 集中講義E 集中講義F 集中講義G 集中講義H | 集中講義A 集中講義B 集中講義C 集中講義D 集中講義E 集中講義F 集中講義G 集中講義H |
| 以上 | 一、七二二以上 | 三二以上 | 三二以上 | 二七以上 |
| 五五以上 | 二以上 | | | |

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成十九年三月三十一日に専門課程の宝石学科、宝石・貴金属加工学科及び宝飾デザイン学科に在学する者が同年四月一日以降も引き続き在学する場合は、それらの者は、同日以降はジュエリー学科に転籍するものとする。